

議第86号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井正明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
高島市良知館
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
公益財団法人藤樹書院
理事長 湊田 豊朗
滋賀県高島市安曇川町上小川211番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第87号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井 正 明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
高島市今津屋根付き運動場 サンルーフ今津
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
公益財団法人ひばり
理事長 澤田 市郎
滋賀県高島市今津町日置前3110番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第88号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井 正 明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
高島市今津B&G海洋センター
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
公益財団法人ひばり
理事長 澤田 市郎
滋賀県高島市今津町日置前3110番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第 89 号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日

高島市長 福 井 正 明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
高島市今津山村広場
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
公益財団法人ひばり
理事長 澤田 市郎
滋賀県高島市今津町日置前 3 1 1 0 番地
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議第90号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井 正 明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
高島市今津総合運動公園
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
公益財団法人ひばり
理事長 澤田 市郎
滋賀県高島市今津町日置前3110番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第91号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井正明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
在宅介護サービスセンター「はあとふるマキノ」
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
社会福祉法人高島市社会福祉協議会
会長 古川 進
滋賀県高島市勝野215番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第92号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井正明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
体験交流センター ゆめの
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
公益財団法人ひばり
理事長 澤田 市郎
滋賀県高島市今津町日置前3110番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第93号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井 正 明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
加工実習館 手ほどき工房センバイ
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
公益財団法人ひばり
理事長 澤田 市郎
滋賀県高島市今津町日置前3110番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第94号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井正明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
平良ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
平良地区活性化協議会
会長 松原 勲
滋賀県高島市朽木平良359番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第95号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井 正 明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
高島市朽木針畑ルネッサンスセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
針畑活性化組合
組合長 今井 尚
滋賀県高島市朽木中牧510番地1
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第96号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井正明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
総合交流拠点施設 ジャっぴいらんど
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
一般財団法人高島まちおこし公社
理事長 澤 新治
滋賀県高島市朽木柏341番地3
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第97号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井 正 明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
うかわファームマート
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
うかわファームマート運営協議会
会長 山田 善嗣
滋賀県高島市鶴川817番地1
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第98号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井正明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
高島市鵜川ふれあい農園
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
鵜川ふれあい農園管理組合
組合長 山田 善嗣
滋賀県高島市鵜川786番地1
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第99号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井正明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
高島市針畑郷山村都市交流館「山帰来」
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
針畑活性化組合
組合長 今井 尚
滋賀県高島市朽木中牧510番地1
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第100号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井 正 明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
高島市物産会館
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
高島市商工会
会長 福田 久司
滋賀県高島市安曇川町田中89番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第101号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井 正 明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
丸八百貨店
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
株式会社ENON
代表取締役 藤原 穂波
滋賀県高島市朽木雲洞谷935番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第102号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井正明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
マキノ高原自然体験交流施設
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
マキノ高原観光株式会社
代表取締役 青谷 藤代一
滋賀県高島市マキノ町牧野931番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第103号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井正明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
赤坂平家族旅行村ビラデスト今津
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
公益財団法人ひばり
理事長 澤田 市郎
滋賀県高島市今津町日置前3110番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第104号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井正明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
今津ヴォーリズ資料館
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
一般社団法人あすラボ
代表理事 石田 容子
滋賀県高島市今津町弘川6番地5
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第105号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井正明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
グリーンパーク思い出の森施設
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
一般財団法人高島まちおこし公社
理事長 澤 新治
滋賀県高島市朽木柏341番地3
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第106号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井正明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
朽木オートキャンプ場
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
一般財団法人高島まちおこし公社
理事長 澤 新治
滋賀県高島市朽木柏341番地3
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第107号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井正明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
朽木新本陣
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
一般財団法人高島まちおこし公社
理事長 澤 新治
滋賀県高島市朽木柏341番地3
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第108号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

高島市長 福井 正 明

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
高島市斎場
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
たかしま斎苑管理グループ
代表者
イージス・グループ有限責任事業組合
職務執行者 斎藤 孝宏
滋賀県高島市安曇川町田中1237番地2
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで